

(お知らせ)

平成19年11月19日

環 境 局

担 当：循環型社会推進部

まち美化推進課

電話 213-4960

市内全域で

ごみ収集福祉サービスを開始！

～ 玄関先まで収集 安否の確認も行います ～

京都市では、本年9月からのまち美化事務所会議室の開放や、10月からの大型ごみ、犬・猫などの死体の収集受付日拡大など、市民の皆様に地域のまち美化事務所をより身近に感じていただき、これまで以上に家庭からのごみ出しが便利になるよう、新しい取組を進めてきました。

また、本年4月からは、全国で初めて在宅で腹膜透析を実施されている方を対象に、家庭ごみの有料指定袋を一定枚数無料で配布するなど、ごみ出しに係るきめ細かな支援策を行ってきました。

このたび、ごみ出しが困難な方もごみ出しが円滑にできるよう、高齢者や障害のある方などの生活支援の一つとして、ご自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス」を市内全域で開始しますので、お知らせします。

ごみ出しがない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行い、ごみ出しが困難な方へ配慮した新しいサービス内容となっています。

1 サービスの内容

- (1) **家庭ごみ**、**缶・びん・ペットボトル**、**プラスチック製容器包装**、**小型金属類**の4種類全てを収集の対象とします。
- (2) 玄関先まで収集に伺います（屋内には立ち入りません。集合住宅も可能です）。
- (3) 原則として、4種類全てを同時に週1回収集します。
- (4) ごみの排出がない場合、登録された連絡先等に連絡するなどの安否確認を行います。
希望される方には、安否確認の際、玄関ベルやインターホンを利用した声かけを行います。

2 実施日

- (1) 受付開始日 平成19年12月 3日（月）
- (2) 収集開始日 平成20年 1月14日（月）

3 対象者

次のすべての項目に該当され、本人、親族または近隣者が所定の場所にごみを持ち出すことが困難な世帯を対象とします。

- (1) 京都市内に居住されていること。
- (2) 介護福祉サービス又は障害福祉サービスを利用し、かつ、ホームヘルプサービスを利用され

ていること。

- (3) 65歳以上の方、身体に障害がある方、または、同様の方のみで同居されている世帯であること。

※ 既に実施していた世帯であるなど、特に認める場合は対象とします。

4 申請から収集まで

申し込み

「ごみ収集福祉サービス申請書」に、同居者の状況や声かけの必要の有無など必要事項を記載していただきます。

申請書は、要介護者・要支援者へ派遣されているホームヘルパーの所属する事業所にあります。



申込書の提出

ホームヘルパーは、本人または代理人に聞き取り調査等を行い、排出場所等を具体的に記載したうえで、申請書の確認者欄に署名し、ホームヘルパーの所属する事業者を通じてまち美化事務所に提出します。

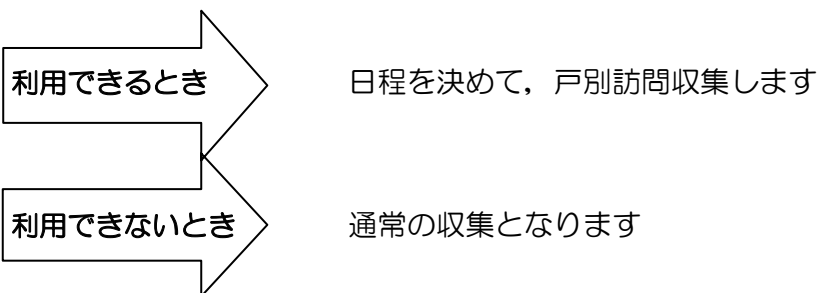


現地訪問調査

職員が、申請内容やごみの収集状況などについて、お話を伺います。



「ごみ収集福祉サービス」利用について文書でお知らせします。



5 ごみ出し時の注意点

- (1) 有料指定袋の使用（小型金属類は、中身の見える袋であれば、指定袋でなくても構いません）、分別をお願いします。
- (2) 前夜からごみを出される場合は、ごみをペール容器に入れておく、バケツを被せておくなど周辺の環境に配慮した措置をしていただきます。
- (3) 入院や、旅行等で長期にわたりご不在の場合は、事前に「中断届出書」を提出してください。